

苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭の石油石炭税の軽減税率の適用又は特定石炭若しくは沖縄発電用特定石炭等の石油石炭税免税のための用途証明の取扱いについて

平成 24 年 8 月 17 日
経済産業省 製造産業局長
経済産業省資源エネルギー庁長官
(令和 2 年 12 月 28 日 改正)

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 105 号）による改正後の租税特別措置法施行令第 48 条の 6 第 1 項、第 48 条の 10 第 1 項及び第 48 条の 11 第 1 項に規定する経済産業大臣の証明書（以下「用途証明書」という。）については、下記により取り扱うこととする。

記

1. 用途証明の申請書の受付

- (1) 用途証明の申請書の受付期間は、用途証明を受けて苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電（当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。以下同じ。）の用に供する石炭の石油石炭税の軽減税率の適用を受けた輸入又は特定石炭若しくは沖縄発電用特定石炭等（以下、苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭と合わせて「特定石炭等」という。）の免税輸入を行おうとする年度の前年度の 2 月 20 日から 3 月 5 日までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日とする。受付時間は、午前 10 時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時までとする。

ただし、消費状況及び輸入状況の変更その他の特別な理由によりやむを得ない場合及び 7. (4) の規定に基づく再交付を受ける場合はこの限りでない。

- (2) 申請は、持参又は郵送により行う。

(注) 申請書その他必要な提出書類の有無及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求めることがあることに留意する。

2. 用途証明の申請者

申請者は、特定石炭等を石油石炭税の軽減税率の適用又は免除に係る用途に供する者（以下「消費者」という。）とする。

ただし、特定石炭等を保税地域から引き取ろうとする者であって、消費者から委任を受けることなく特定石炭等の輸入を行っていることその他の理由により、特定石炭等の石油石炭税軽減引取承認申請又は石油石炭税免税引取承認申請（以下「免税引取

承認申請等」という。)の際、消費者の申請に係る用途証明書を添付することが困難である者(以下「自主輸入業者」という。)についても、申請を認める。

(注)「消費者」とは、特定石炭等をその軽減税率の適用又は免除に係る用途に供する者をいい、自ら特定石炭等を輸入するか当該消費者以外の者が輸入した特定石炭等を譲り受けるかを問わないことに留意する。

3. 消費者の申請に係る用途証明

(1) 用途証明の申請書の提出先

イ 苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭について

経済産業省製造産業局素材産業課

ロ 鉄鋼の製造に使用する特定石炭について

経済産業省製造産業局金属課

ハ コークスの製造に使用する特定石炭について

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課

ニ セメントの製造に使用する特定石炭について

経済産業省製造産業局素材産業課

ホ 沖縄発電用特定石炭等について

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

(注)鉄鋼の製造に使用するコークスの製造に使用する石炭は、「鉄鋼の製造に使用する特定石炭」又は「コークスの製造に使用する特定石炭」として用途証明を申請することができる。

また、活性炭の製造に使用する石炭は「コークスの製造に使用する特定石炭」として、鉄鋼の製造に使用するブリケット等の製造に使用する石炭は「鉄鋼の製造に使用する特定石炭」として、沖縄発電用に使用する天然ガスは「沖縄発電用特定石炭等」として、用途証明を申請すること。

(2) 提出書類(イからハの書類は各2部、ニの書類は各1部)

消費者が用途証明を申請する場合には、次の書類を提出すること。ただし、1.(1)ただし書きの場合に申請を行うときは、次の書類に加え、1.(1)本文の受付期間外に申請を行う理由書を提出すること。(様式自由)

イ 用途証明申請書(別記様式1-1による)

申請数量は、申請日の属する年度の翌年度(1.(1)ただし書の場合に申請を行うときは、申請日から当該年度末までの間)において、その軽減税率の適用又は免除に係る用途に供するため、自ら輸入すること又は他の者が輸入したものを譲り受けることを計画している当該用途に係る特定石炭等の数量の範囲内の数量とすること。

(注)1.申請者が法人の場合には、代表権を有する役員(以下「代表権者」という。)

が役職名と共に記名する。ただし、代表権者から委任を受けた者が申請する場合には、当該委任を受けた者が役職名と共に記名する。この場合、代表権者が記名した委任状を提出すること。(別記様式1-3による)

2. 申請時に輸入者が確定していないときは、輸入者の欄は用途証明書の交付後に記入することもできる。ただし、このときは6.(1)ロの手続を行う必要があることに留意する。

3. 用途証明申請書は、表裏を必ず両面印刷にして提出すること。

ロ 用途証明分割申請書(別記様式2による)

用途証明書の分割発行を希望する場合は、分割を希望する数量毎にそれぞれ用途証明申請書を提出し、併せて、用途証明分割申請書を提出すること。

ハ 特定石炭等の消費等の実績・計画書(別記様式3-1による)

ニ 本人確認のための書類

(i) 法人の場合

申請者の登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

(ii) 個人事業者の場合

申請者の住民票抄本又はこれに代わる書面(申請日前1か月以内に交付されたもの。)

(3) 用途証明書の交付等

イ 用途証明の申請数量が、特定石炭等の購入、販売及び消費並びに特定石炭等を消費して製造した製品の製造又は発電した電気の発電(以下「製品製造」という。)等の実績、計画等に勘案して過大でないと認められたときは、消費者に用途証明書を交付する。

用途証明書の分割は、複数の者が輸入を行う場合や複数の税関でほぼ同時に通関しなければならぬ場合等、分割する必要性が確認できる場合に行うこととする。

ロ 用途証明書の交付は、手渡し又は郵送により行う。

4. 自主輸入業者の申請に係る用途証明

(1) 用途証明の申請書の受付先

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課

(2) 提出書類(イからニの書類は各2部、ホの書類は各1部)

自主輸入業者が用途証明を申請する場合には、次の書類を提出すること。ただし、

1.(1)ただし書きの場合に申請を行うときは、次の書類に加え、1.(1)本文の受付期間外に申請を行う理由書を提出すること。(様式自由)

イ 用途証明申請書(別記様式1-2による)

申請数量は、申請日の属する年度の翌年度(1.(1)ただし書きの場合に申請を行うときは、申請日から当該年度末までの間)において輸入を計画している特定石炭等(用

用途証明を申請する用途に係るものに限る。)の数量のうち、消費者の申請に係る用途証明書を添付して免税引取承認申請等を行うことが困難と見込まれる数量の範囲内の数量とすること。

- (注) 1. 申請者が法人の場合には、代表権を有する役員(以下「代表権者」という。)が役職名と共に記名する。ただし、代表権者から委任を受けた者が申請する場合には、当該委任を受けた者が役職名とともに記名する。この場合、代表権者が記名した委任状を提出すること。(別記様式1-3による)
2. 用途証明申請書は、表裏を必ず両面印刷にして提出すること。

ロ 用途証明分割申請書(別記様式2による)

用途証明書の分割発行を希望する場合は、分割を希望する数量毎にそれぞれ用途証明申請書を提出し、併せて、用途証明分割申請書を提出すること。

ハ 特定石炭等の輸入等の実績・計画書(別記様式3-2による)

ニ 申請理由及び貯炭場等の予定地(別記様式3-3による)

ホ 本人確認のための書類

(i) 法人の場合

申請者の登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

(ii) 個人事業者の場合

申請者の住民票抄本又はこれに代わる書面(申請日前1か月以内に交付されたもの。)

(3) 用途証明書の交付等

イ 申請者が、消費者からの委任を受けることなく特定石炭等の輸入を行っていることその他の理由により、特定石炭等の免税引取承認申請等を行う際、消費者の申請に係る用途証明書を添付することが困難であり、自主輸入業者の申請に係る用途証明書を交付しなければ当該自主輸入業者の事業に支障を来すおそれがあると認められる場合であって、用途証明の申請数量が、特定石炭等の購入及び販売等の実績、計画等に勘案して、当該申請者が適正かつ円滑に特定石炭等の輸入を行うために必要な限度の範囲内であると認められたときは、自主輸入業者に用途証明書を交付する。

用途証明書の分割は、複数の税関ではば同時に通関しなければならない場合等、分割する必要性が確認できる場合に行うこととする。

ロ 用途証明書の交付は、手渡し又は郵送により行う。

5. 標準処理期間

- (1) 経済産業大臣は、用途証明申請書が受付先に到達してから1ヶ月以内に(1.(1)ただし書きの場合に申請があったときは2週間以内に)、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。
- (2) 標準処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- イ 申請を補正するために要する期間
- ロ 申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- ハ 申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

6. 免税引取承認申請等の手続

(1) 消費者の申請に係る用途証明の場合

- イ 消費者の申請に係る用途証明書には、申請者（消費者）が当該用途証明書に係る特定石炭等の輸入を自ら行うのか、他の者に輸入を委任するのかを記載しなければならない。他の者に輸入を委任する場合には、受任者名及び住所を記載しなければならない。
- ロ 用途証明の申請時に、当該用途証明書に係る特定石炭等の輸入を行う者が確定していなかった場合には、当該輸入者の確定後、遅滞なく、当該用途証明書に輸入者を記載し、その写しを経済産業大臣に提出しなければならない。
- ハ 申請者が自ら当該用途証明書に係る特定石炭等を輸入しようとするときは、その免税引取承認申請等に際し、申請者が自ら輸入を行う旨が記載された当該用途証明書を添付して税関長に提出しなければならない。

申請者以外の者が委任を受けて当該用途証明書に係る特定石炭等を輸入しようとするときは、その免税引取承認申請等に際し、自らが受任者として輸入を行う旨が記載された当該用途証明書を添付して税関長に提出しなければならない。

(2) 自主輸入業者の申請に係る用途証明の場合

用途証明書の交付を受けた自主輸入業者が当該用途証明書に係る特定石炭等を輸入しようとするときは、その免税引取承認申請等に際し、当該用途証明書を添付して税関長に提出しなければならない。

7. 用途証明書の返納・再交付等

- (1) 用途証明を受けた数量（以下「用途証明数量」という。）の全量の特定石炭等を輸入したとき若しくは用途証明書の有効期間が満了したときその他当該特定石炭等の輸入をすることができなくなったとき又は用途証明数量若しくはその残量（用途証明数量から既に輸入を行った特定石炭等の数量を控除したものをいう。以下同じ。）の特定石炭等の輸入を希望しなくなったときは、遅滞なく、当該用途証明書を経済産業大臣に返納しなければならない。
- (2) 用途証明数量又はその残量の全部又は一部の数量について、輸入を行う者を変更しようとするときは、当該用途証明書を経済産業大臣に返納しなければならない。
- (3) 特定石炭等について、税関長の承認を得ることなく、当該軽減税率の適用又は免除に係る用途以外の用途への供用又は譲渡が行われた場合、経済産業大臣は、当該用途

以外の用途への供用又は譲渡に係る用途証明書を受けた者に当該用途証明書を返納させることができる。

- (4) (2)又は(3)の規定に基づき用途証明書を返納した者は、用途証明数量又はその残量((3)の規定により返納した場合には、当該用途以外の用途への供用又は譲渡に係る数量を控除した数量をいう。)について、用途証明書の再交付を申請し、その交付を受けることができる。

ただし、(3)の規定により返納した場合であって、用途証明書を受けた者が当該用途以外の用途への供用又は譲渡の事実を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

- (5) (4)の規定に基づく用途証明書の再交付については、1. から7. までの規定を準用する。この場合においては、再交付の申請に際して、その理由を添えなければならない。ただし、用途証明数量の残量の範囲内で輸入を行う者を変更する場合には、3. (2)ハ又は4. (2)ハの書類の提出は不要とする。

8. 用途証明書の無効等

次の者に対して、経済産業大臣は交付した用途証明書の返納を求め、その用途証明書を無効とし、その事実が判明した日から1年間、新たな用途証明書の交付を行わないことができるものとする。

- (1) 用途証明の申請、実績報告書の提出又はヒアリング等のときに重要な事実を告げなかった者、真実でないことを告げた者又は提出すべき書類の提出を怠った者
- (2) 消費者の申請に係る用途証明書につき、当該用途証明書に係る特定石炭等の輸入を自らが行う旨が記載されていないものを使用した者又は自らが交付を受けた用途証明書であって当該用途証明書に係る特定石炭等の輸入を他の者に委任する旨が記載されていないものを当該他の者に使用させた者
- (3) 自主輸入業者の申請に係る用途証明書につき、他の者が交付を受けた用途証明書をを使用した者又は用途証明書を他の者に使用させた者

9. 実績報告

用途証明書の有効期間が終了したときは、所定の実績報告書を、有効期間終了後1か月以内に、3. (1)及び4. (1)の受付先に提出しなければならない。(消費者の申請に係る用途証明を受けた者については別記様式4-1、自主輸入業者の申請に係る用途証明を受けた者については別記様式4-2による)

10. その他

- (1) 経済産業大臣は、用途証明の審査に当たり必要があるときは、申請に際して、3. (2)及び4. (2)に規定する書類のほか必要な書類の提出を求め、及び申請者にヒアリン

グをすることができるものとする。

- (2) 経済産業大臣は、用途証明書の適正な使用状況を確認するため必要があるときは、
9. に規定するもののほか、必要な書類、帳簿その他データの提出、及び説明を求め
ることができるものとする。
- (3) 経済産業大臣は、通達改正後（令和2年12月28日付け）において、当面の間、
旧様式による申請があった場合にも受理するものとする（経過措置）。

1 1. 平成24年度の苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭の石油石炭税の軽減税率の適用のための申請に係る特例

- (1) 1. (1)本文の規定にかかわらず、平成24年度の苛性ソーダの製造業を営む者が自ら
発電の用に供する石炭の石油石炭税の軽減税率の適用のための申請における用途証
明の申請書の受付期間は、平成24年8月22日から平成24年9月5日までの土曜
日、日曜日及び祝祭日を除く平日とする。受付時間は、午前10時から正午まで及び
午後2時から午後4時までとする。
- (2) 3. (2)イの規定にかかわらず、平成24年度の苛性ソーダの製造業を営む者が自ら
発電の用に供する石炭の石油石炭税の軽減税率の適用のための申請における消費者の
申請に係る用途証明の申請数量は、平成24年10月1日から平成25年3月31日
までの間において、苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供するため、自ら
輸入すること又は他の者が輸入したものを譲り受けることを計画している苛性ソーダ
の製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭の数量の範囲内の数量とすること。
- (3) 4. (2)イの規定にかかわらず、平成24年度の苛性ソーダの製造業を営む者が自ら
発電の用に供する石炭の石油石炭税の軽減税率の適用のための申請における自主輸入
業者の申請に係る用途証明の申請数量は、平成24年10月1日から平成25年3月
31日までの間において輸入を計画している苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電
の用に供する石炭の数量のうち、消費者の申請に係る用途証明書を添付して免税引取
承認申請等を行うことが困難と見込まれる数量の範囲内の数量とすること。
- (4) 3. (2)ハ及び4. (2)ハの書類において、平成24年度9月末までの苛性ソーダの製
造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭に係る輸入、消費等の実績を記載する場合
には、石炭の購入、販売及び消費並びに製品製造等の実績書は、別記様式3-4によ
るものとする。